# 第5章 史跡大塚山古墳群の現状と課題

# 第1節 保存管理に関する現状と課題

# (1) 大塚山古墳群全体

# 【現状】

大塚山古墳群の保存活用を目的に平成9年度(1997)に大塚山古墳群保存管理計画を策定した。その際に保存管理の基準別に4つの区分に分け、その基準に基づき各古墳の公有化や保存管理を行ってきた。保存管理基準は下記のとおりである。

#### 表 5 保存管理基準

A 地区	住宅建設等の現状変更は許可せず、土地公有化を積極的に推進する。公有化後は、史跡的環
	境保全のために古墳にふさわしい環境整備事業を行う。
B 地区	現状での建物の使用を認めつつも、原則として建築等の新築・増築は許可しない。但し、既
	存建物の改築等の機会をとらえて公有化を図る。
C 地区	原則として建築等の新築・増築は許可しない。但し、既存建物の改築等は周濠を傷めない範
	囲と教育長が認めたとき必要最小限の改築等を許可する。地域内の土地について、建物の改
	築等の機会をとらえて公有化を図る。
D 地区	追加指定後に、現状の土地利用形態によって A・B・C 地区に準じる。

公有化事業については、平成 10 年度(1998)より大塚山古墳群の公有化事業を開始した。そのうち大塚山古墳の公有化については、令和 5 年度(2023)に完了する。大塚山古墳の公有化の後に、令和 6 年度(2024)から令和 10 年度(2028)の予定で城山古墳の公有化を行う予定で、その後、丸山古墳の公有化へと続く予定である。高山塚一号古墳(中良塚古墳)の史跡指定地内の宅地となっている私有地については、既存建物の建て替え時に公有化を図ることになっているので、現時点で公有化の具体的な年次計画については立てられていない。

また土地所有者については、保存管理計画策定時から 20 年以上経ち、その間に相続による土地所有者の変更がみられる箇所もあり、現在の土地所有者の所在確認を改めて行う必要性が出てきている。

### 【課題】

A 地区は、現在公有化事業を進めているところであるが、未だ公有化できていない土地も多く、速やかな事業の展開が求められる。

B及びC地区は、既存建物の建て替えや更地になった際に公有化を図る予定である。しかし、近年C地区において開発行為に伴う現状変更を行おうとする事案が発生し、緊急対応で公有化を行う事例があった。このことから今後も、古墳群内で同様の事例が発生する可能性も考えられる。

D地区については史跡指定地外としているが、今後の発掘調査次第で古墳の範囲が拡大する可能性がある。埋蔵文化財包蔵地であることより、開発行為に対しては届出等の指導に努め遺構の保護を図るとともに、場合によっては史跡の追加指定や公有化を図ることも検討する必要がある。

また九僧塚古墳及び周辺地は、県道の西側という立地から近年、古墳の近接地まで開発が及んできており、古墳の範囲内の史跡未指定地部分の早急な追加指定と公有化が求められる。

### (2) 各古墳の状況

#### ① 大塚山古墳

### 【現状】

大塚山古墳は現在、墳丘と周濠部分の旧耕作地と未買収地は耕作地として利用されている。墳丘は後世の開墾の影響で墳丘の形状が一部変わっている。周濠部分はかつて田畑として使用されていたことより、周辺よりやや低い標高であるため、梅雨など雨が続くと水はけが悪く水が溜まった状態が続く。

墳丘上は竹林と樹木が生い茂っているような状態である。しかし、竹の密生により雑草の繁茂はみられず、墳丘の形状が見やすい状態でもある。

墳丘の公有化は完了しており現在町有地となっている。周濠部分は後世に耕作地として利用されていたが、現在は一部を除きほとんどを公有化し、町が維持管理を行っている。

大塚山古墳での発掘調査は指定地外部

図 41 大塚山古墳・九僧塚古墳 地区区分図

のみ調査が実施されており、墳丘や周濠部分は調査未実施である。

#### 【課題】

墳丘については後世の開墾により遺構面までの盛り土が一定の厚さを担保されていない可能性があり、遺構面が露出している状態の可能性もある。また墳丘には竹が繁茂しており、かつては筍掘りに住民が入っていた時期があった。筍掘りに伴う遺構への影響が懸念される。ちなみに令和2年(2020)4月に円筒埴輪が持ち出される事案が発生した。

周濠部分を横断するように設置されている農業用水用の水路については、現在も利用されており、史 跡整備の際には現状のまま水路を利用するか付け替えを行うかどうか、今後の検討課題である。

周濠部分の一部は未だ公有化されておらず引き続き公有化を図る必要がある。

# ② 九僧塚古墳

### 【現状】

九僧塚古墳は大塚山古墳より県道を隔てた西側に位置し、墳丘及び周辺は現在水田となっている。直

接墳丘に登ることはできないが、県道沿いに立地しているため県道から見学することは可能である。現 在は墳丘上部のみ史跡指定地に指定されている。

### 【課題】

平成 26(2014)年度~令和元(2019)年度かけて実施した発掘調査により一辺約 35m の方墳であることが新たに判明しており、墳丘の範囲が確定した部分については史跡未指定部分の追加指定について検討している。なお、史跡未指定地部分である墳丘下段について、後世の改変の影響で墳丘斜面が一部崩れかけている箇所がある。

### ③ 城山古墳

### 【現状】

城山古墳は現在一区画のみ町有地で、墳 丘部分は私有地である。大塚山古墳の公有 化事業が完了したのち、城山古墳の公有化 事業を開始する予定である。直接墳丘に登 ることは難しいが、道から古墳を見学する ことは可能である。

# 【課題】

城山古墳は、これまで畑などとして開墾され、墳丘の大部分が旧状を留めていない状態である。今後公有化の後の保存整備において、どのような整備が適切か検討する必要がある。

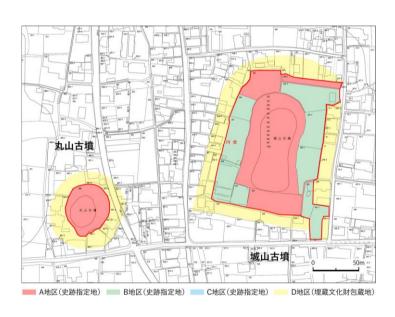


図 42 丸山古墳・城山古墳 地区区分図

### ④ 丸山古墳

#### 【現状】

丸山古墳は墳丘全体が私有地となっている。直接墳丘に登って見学することはできないが、道から見 学することは可能である。

大きな樹木や竹は見られないが墳丘全体は葛などの蔓性植物や草類に覆われている。

### 【課題】

大きな樹木が無いため、倒木による遺構の毀損といったことは無いが、墳丘を覆っている草類等については、周辺が住宅地であることより定期的に草刈りを行うなど管理する必要がある。

#### ⑤ 高山塚一号古墳(中良塚古墳)

### 【現状】

高山塚一号古墳は河合町穴闇に位置し住宅地の中に存在する。このような立地のため、史跡指定地内

に複数軒の住宅が存在する。墳丘と周濠の一部は公有化されており、年に数回草刈り等の維持管理を行っている。古墳の周囲に柵等は設けていないため自由に見学することができる。

#### 【課題】

墳丘土の崩壊、根の遺構面への影響や倒木によるき損が懸念される墳丘上の樹木。毎年秋になると多量に発生する落ち葉。また、周辺の路地が入り組んで見通しが悪い箇所であるため、ごみの不法投棄などが問題である。

# ⑥ 高山塚二号古墳(高山2号墳)

### 【現状】

高山塚二号古墳は西穴闇東集会所の西隣に立地している。現存している墳丘部分は公有化されており、古墳の保全として、町職員と業者委託による草刈りを実施している。古墳の敷地内には案内看板が設置されており、西穴闇東集会所の駐車場には本来の墳丘と周濠の大きさがわかるように、舗装の色分けやブロックが設置されている。



図 43 高山塚一号~四号古墳 地区区分図

### 【課題】

本来は墳丘の周囲に周濠があったことが 発掘調査から判明しており、今後の調査に

より遺構が確認された箇所については追加指定も含めて保護措置を講じる必要がある。

# ⑦ 高山塚三号古墳(高山3号墳)

#### 【現状】

高山塚三号古墳は、高山塚二号古墳の道を隔てた南側に位置している。現存の墳丘部は既に公有化されている。二号古墳と同じく周囲に周濠が存在したことが発掘調査で確認されている。古墳の保全管理については町職員や業者委託による草刈りを実施している。

#### 【課題】

道路よりやや奥まった位置にあることから、旧西穴闇保育所の建物や民家で墳丘が道路から見えない 状態である。墳丘へは民家の間にある畦道を通らなくてはならず、現状では見学することは難しい。

現存墳丘の周囲には周濠の存在が確認されているが、史跡指定はされていないため開発行為等が計画された場合、埋蔵文化財包蔵地として埋蔵文化財発掘の届出等の手続きを指導するとともに、必要に応じて試掘調査や発掘調査を実施し、遺構が確認された場合は史跡の追加指定も含めて対応を協議する必要がある。特に旧西穴闇保育所跡地については現在未活用であるが、将来の活用計画には注意が必要である。

### ⑥ 高山塚四号古墳(高山 4 号墳)

### 【現状】

高山塚四号古墳は、二号古墳・三号古墳より西に位置しており、同じく現存墳丘部分は公有化されている。発掘調査により周囲に周濠が存在したことが確認されている。

### 【課題】

住宅に囲まれた状態で立地しており、公道に面していないことより直接墳丘に入れず見学は出来ない。 墳丘については一部が削平を受けて住宅となっているが、発掘調査により周濠が確認さており周囲に遺 構の存在が想定される。開発行為が計画された場合、埋蔵文化財包蔵地として埋蔵文化財発掘の届出等 の手続きを指導するとともに、必要に応じて試掘調査や発掘調査を実施し、遺構が確認された場合は史 跡の追加指定も含めて対応を協議する必要がある。

# (3)調査により出土した遺物

### 【現状】

これまでの発掘調査により出土した遺物については、管理団体である河合町が管理をしており、河合町中央公民館にて保管している。遺物の一部は中央公民館旧館の文化財展示室にて常設展示を行い、それ以外の遺物類は中央公民館旧館の文化財整理室と物置スペースにて保管している。

#### 【課題】

上記のとおり出土遺物は河合町教育委員会にて保管しているが、中央公民館は竣工から 50 年以上経過している。現在、保管している遺物類に直接的な影響はみられないものの、建物自体雨漏りや空調の不具合など老朽化が進行しており、今後十分な管理が行えるかどうか懸念される。

# 第2節 活用に関する現状と課題

#### 【現状】

#### ① 地域住民向けの活用(公民館講座等)

大塚山古墳群の活用については、町内在住・在勤者を対象に毎年実施している「町民大学」の中の講座の一つとして、町内に点在する遺跡等を学ぶ「遺跡学セミナー」や、町内の児童が対象の「かわい寺子屋教室」、河合町観光ボランティアガイドの会主催の「砂かけウオーク(※毎年2月11日に執り行われる河合町指定無形民俗文化財である「廣瀬神社の砂かけ祭」に連動して開催)」にて、大塚山古墳を中心に古墳群の見学を実施している。特に「遺跡学セミナー」は、教育委員会事務局生涯学習課の文化財担当者が講師となって町内遺跡に関する講座や、実際に遺跡を見学するフィールドワークを実施している。

### ② 一般向けの活用(グッズ制作)

令和3年度(2021)に河合町の町制50周年を記念し、河合町内の古墳や史跡を巡って「御墳印」を集

める『御墳印帖プロジェクト』を立ち上げ、その第一弾としてナガレ山古墳、乙女山古墳、佐味田宝塚 古墳と共に大塚山古墳群の御墳印を作成して、令和3年(2021)6月に販売を開始した。古墳の現地写真 の提示で御墳印を購入できるシステムにしたことで、初めて古墳を見学する方が増えることとなった。 第2弾以降、複数回に分けて御墳印を作ることで、リピーターが見込める状況である。

# ③ 教育関係の活用

学校等の活用については、本町に赴任した教職員を対象にした初任者研修で、町内の文化財についての講義を行っている。

### ④ 展示による活用

出土した遺物類は、河合町中央公民館旧館 3 階にある文化財展示室での常設展示を平成 14(2002)年から開設しており、事前申込制で展示室を見学することができる。また、町内遺跡の調査速報や企画展示として、中央公民館ロビーにて河合町の文化財展及びミニ展示を開催している。平成 24 年度~令和 3 年度の年間の平均見学者数は 287 名となっている。

#### ⑤ その他

上記の催し等以外でも、普段から本古墳群内の大塚山古墳と高山塚一号古墳(中良塚古墳)、高山塚二号古墳については、自由に墳丘に登って見学できるような状態となっている。また、生活道路や里道に隣接した位置に古墳が立地していることから、周辺住民の散歩コースの一つに利用されている。

### 【課題】

学校教育では、小学校の現行学習指導要領の「社会」の指導計画作成において、「博物館や資料館などの施設の活用を図るとともに、身近な地域及び国土の遺跡や文化財などについての調査活動を取り入れるようにすること」を配慮するよう求めており、大塚山古墳群や地域の文化財を積極的に学習に活かすなど学校現場との連携を図る必要がある。

社会教育の面では、住民参加による文化財の保存・活用を進めることが重要となる。そのため市民との協働による活用策の開発や整備事業の一部を住民とともに実施するなど、地域のアイデンティティーを醸成する観点からも住民参加による活動の充実が必要である。児童生徒だけでなく大人にとっても生涯学習の場として、大塚山古墳群で自主的な楽しい学びができるよう検討する必要がある。

また、自由な見学、散歩など地域住民の憩いの場としての利用ができるよう見学通路や危険箇所の規制など環境の整備が必要である。

### 第3節 整備に関する現状と課題

(1) 主として保存のための整備に関する現状と課題

#### 【現状】

高山塚二号古墳、三号古墳はフェンスが設置され人の出入りが出来ない状態であるが、それ以外の古墳には人が立ち入ることができる状態である。(高山塚四号古墳は進入路が無いため立ち入りはできな

(°,

現在、大塚山古墳群の各古墳には史跡指定地の場所と範囲を示す「標識」と「境界標」は設置されていない。

#### 【課題】

立ち入りが出来る状態である古墳については、現状整備の出来ていない状態での人の立ち入りは墳丘や遺構の毀損の恐れがあるとともに、マムシなど危険生物との遭遇も考えられる。古墳本体の保護と見学者の安全の確保が望まれる。

また、史跡として継続的に保存を確実にする必要から、文化財保護法及び規則に定められた標識及び 境界標を早急に設置する必要がある。

### (2) 主として活用のための整備に関する現状と課題

### 【現状】

### ① 大塚山古墳群の見学に伴う環境整備

現在、大塚山古墳群の見学者のための専用駐車場はなく、近隣で駐車できるスペースとなると廣瀬神社の参道沿いの駐車場か、高山塚二号古墳に隣接している西穴闇東集会所の駐車場を利用することとなる。

出土品の展示は河合町中央公民館にある文化財展示室にて展示されているが、大塚山古墳群専門のガイダンス施設は設置していない。

# ② サイン(案内板・道標・解説板・標柱・その他)について

現在、古墳群内及び周辺に設置している案内板・案内道標は、設置時期や設置者によってデザインが多岐にわたっており統一されていない。また表示面についても経年劣化により内容が判読できない状態のものもある。解説板については、大塚山古墳に2ヶ所、高山塚一号古墳、高山塚二号古墳、城山古墳に各1ケ所設置している。デザインは設置時期によって異なっており、表記についても日本語のみである。史跡の標柱については、現在、大塚山古墳に3ヶ所設置しているが、経年劣化により文字が読めない状態である。史跡指定地の境界杭は未設置である。また、大塚山古墳には解説板の近くに注意看板を設置したり、春先の筍掘りの時期にのみ墳丘内への立ち入りを禁止する看板を簡易的に設置している。

古墳群や近隣文化財に関する全体的な案内サインの整備についても必要である。地域全体でのサイン 計画を策定したうえで全体的なサインシステムの構築が必要である。

# 【課題】

大塚山古墳群における便益施設(駐車場、トイレなど)については、現状では近隣の既存施設の設備を使用するしかない状態である。大塚山古墳群専用の便益施設の整備は喫緊の課題である。また、大塚山古墳群の価値について説明・案内するためのガイダンス施設が無いことも問題である。現在は中央公民館において解説しているが、古墳群からは離れており不便である。古墳群に隣接した場所での設置が望まれる。

サインの整備については、現状では計画的な設置とは言えず、数量やデザインにおいても不十分なも

のである。サインは正確な情報を伝達するだけでなく、利用者に安心感を与える信頼性の高い設備でなくてはならない。古墳群を巡る利用者に合理的なシステムによる案内を行えるよう古墳群全体でのサイン計画を策定し、それに基づくサイン整備をする必要がある。

# 第4節 運営及び体制整備に関する現状と課題

### (1) 墳丘及び周辺の保全・植栽管理

大塚山古墳群内の公有化された土地の保全について、町職員及び観光ボランティアガイドの会を中心とした地元有志により、随時草刈りや清掃を現在も行っている。今後についても継続して行っていくことで整備後の保全体制に移行していく。しかし、公有地の増加によって町職員及びボランティアによる草刈り・清掃活動だけでは保全が困難になってきており、平成26年(2014)以降は草刈りの委託料を確保し、年2回の公有地全体の草刈りを実施し、古墳の見学に支障がないようにしている。これら以外に令和4年度から本町広報を通じ、草刈り作業の実施に伴う草刈りボランティアの募集を行った。実施初年度は2回の草刈り作業を実施し、計4名の住民の参加があった。

また、大塚山古墳の墳丘上は竹を中心とした樹木林がある。墳丘の斜面全体に竹林が広がり、墳丘裾に山桜等の樹木がみられる。後世の開墾等で植樹されたものと考えられるが、一部の樹木や竹が朽ちて倒れている場所があり遺構面への影響が心配される。

本古墳群の防犯対策については、大塚山古墳での円筒埴輪持ち出し事案が発生して以降、筍掘りが行われる春先の時期限定で、墳丘内の立ち入りを禁止する看板の設置や規制線の設置を行っている。それ以外では毎月1回、奈良県が委嘱している文化財保護指導委員による町内の指定文化財の巡視活動を実施している。

# (2) 管理団体の体制・運営

現在、大塚山古墳群の保存、活用、整備に関する事項は管理団体である河合町が行い、主な事務事業については教育委員会事務局生涯学習課が所管している。また、整備・活用については、企画部広報広聴課、政策調整課、まちづくり推進部まちづくり推進課、地域活性課との連携も強化していく。

しかしながら、河合町において文化財を専門に担当する職員は現在実質1名で、日々の文化財保護事務に加え、大塚山古墳群の整備・活用を図っていくには十分な体制とはいえない。今後、文化財の専任・専門職員の人材を増員・確保するとともに、文化財に関する研究会等への参加を通じて、職員の資質向上を図ることが望ましい。